

第五部 廃棄物

用語の定義

特に定めのない限り、これらの用語とその定義は本発行の目的のためのものである。

急性有害廃棄物 JEGS表 16.3 に記載されている廃棄物で、廃棄物番号に“P”が付いているもの、又はJEGS表 16.5 に記載されている有害廃棄物で、ハザードコードが“H”のもの。

粗大ごみ 家電製品、家具、大型自動車部品、樹木、枝、切り株、その他の粗大ごみなど、サイズが大きいため通常固形廃棄物の収集、処理又は処分方法では処理できない、又は処理が複雑になるような固形廃棄物の大物。

カテゴリ-Aの感染性物質 ばく露が生じた場合、健康な人間及び動物に対して、永久的な障害又は生命を脅かすこと若しくは致命的な病気を引き起こすおそれのある状態で輸送される感染性物質のこと。

陰極保護 金属表面を電気化学セルの陰極にすることで、その表面の腐食を防ぐ技術。例えば、タンクシステムは、直流陰極又は印加電流のいずれかを適用することにより、陰極的に保護することができる。

収集運搬 JEGS第15章の固形廃棄物管理の文脈では、固形廃棄物、またはリサイクルを目的として分別された物質を様々な場所から集約する行為。

商業用固形廃棄物 店舗、事務所、レストラン、倉庫、その他工業施設における非製造業活動、およびその他類似の施設・設備から発生するあらゆる種類の固形廃棄物、但し、住宅や施設からの固形廃棄物は除く。小売固形廃棄物とも呼ばれる。

建設及び解体廃材 舗装、家屋、商業ビル、その他の構造物の建設、改造、修理、及び解体作業から生じる廃棄建材、梱包材、瓦礫。

覆土材 最終処分場で圧縮された固形廃棄物を覆うために使用される材料。

即日覆土 害虫、火災、湿気、浸食を抑制し、美観を確保するために、少なくとも毎日の作業終了時に、圧縮された固形廃棄物の上面及び側面に敷かれる土。埋立地の周辺で土壌が合理的に入手できない場合で、代用された材料が媒介生物、火災、湿気、浸食を制御し、美的外観を保証する場合には、熟成した堆肥又はその他の自然材料を土壌の代わりに使用することができる。

処分 JEGS第16章の有害廃棄物管理の文脈では、廃棄物又は構成要素が環境に入ることを可能にするような、あらゆる土地又は水への、又はその上への有害廃棄物の排出、堆積、注入、埋立、流出、漏洩、又は設置をいう。適切な処分は、人の健康と環境への危険を効果的に軽減する。

初期段階中和 腐食性の特性によってのみ危険である有害廃棄物を中和するプロセス。タンク、輸送車両、又はコンテナ内で行う必要がある。

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

最終覆土 セル又はトレンチの完成後に埋め立て地に適用される、土、成熟した堆肥、その他の自然素材又は同等の最小透水性を持つ合成素材の層で、原生植物がある場合にはそれを維持する素材の層を含む。

食品廃棄物 食品の取扱い、保管、販売、準備、調理、提供によって発生する有機残留物で、一般にごみと呼ばれる。

排出 廃棄物を発生させる行為又は過程。

排出者 行為又は過程により有害廃棄物を生成する施設、又は施設内のユニット又は活動。有害廃棄物を生成し、確立された施設の廃棄物処理過程を使用する施設の請負業者は、排出者とみなされる。

有害成分 J E G S表 16.3 に名前が記載されている化学化合物、又は J E G S 項 16A.1 に記載されている特性を有するもの。

有害物質 R Q中にこぼれたり放出されたりすると、人の健康や環境に深刻な害を及ぼす可能性がある物質。これらの物質のリストと対応するR Qは J E G S表 16.3 に記載されている。有害物質には以下のものは含まれない。

(1) J E G S表 16.3 に有害物質として明確に記載又は指定されていない、原油、石油、潤滑油を含む石油、又はその分留物。

(2) 天然ガス、天然ガス液、液化天然ガス、又は燃料として使用可能な合成ガス（又は天然ガスとそのような合成ガスの混合物）。

有害廃棄物 固形、半固形、液体、又は含有ガスで、J E G Sパラグラフ 16A.1 に詳述されている有害廃棄物の特性を示すか、又は J E G S表 16.2 から 16.5 に有害廃棄物として記載されている廃棄物をいう。家庭下水汚泥、家庭廃棄物、医療廃棄物は含まれない。

有害廃棄物集積所(HWAP) 有害廃棄物がHWSAに搬出されるか、処理又は処分のために出荷されるまで蓄積される店舗、現場、又はその他の作業センターのこと。

有害廃棄物ログ HWSAに寄託され、除去された有害廃棄物のリスト。廃棄物の種類、量、場所、保管撤去日などの情報を記録すること。

有害廃棄物プロファイルシート (HWPS) ユーザーの廃棄物に関する知識とラボでの分析結果を提供することにより、廃棄物を特定し、特徴を示す文書で、危険廃棄物を生み出した物理的、化学的、その他の記述的特性又はプロセスを詳述したもの。

危険廃棄物保管所 (HWSA) 国防省の施設内で、処理又は処分のために出荷される前の有害廃棄物が集められる場所。HWSAは、各廃棄物の流れから、危険廃棄物の208リットル(55ガロン)のドラム缶、又は急性危険廃棄物の1リットル(1クオート)の容器に相当する量以上を保管することができる。

有害廃棄物保管所 (HWSA) 管理者 施設内のHWSA又はHWSAプログラムの受領、保管、検査及び一般的な管理の運営責任を負う施設内の個人又は機関。

混合不可廃棄物 封じ込め材料(容器の内張りやタンクの壁など)の腐食や腐敗を引き起こす可能性があるため、特定の装置や施設に入れることや、制御さ

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

れていない状態で他の廃棄物や材料と混合することで、熱や圧力、火災や爆発、激しい反応、有毒な粉塵、霧、煙、ガス、可燃性の煙やガスが発生する可能性があるため、これらに適さない有害廃棄物。

産業廃棄物 JEGS第16章に従って有害廃棄物として特徴づけられていない、工業プロセス及び製造によって発生する固形廃棄物。

感染性物質 体内組織への侵入及び増殖により伝達され、人に疾病又は健康への悪影響を引き起こす可能性のある、ウイルスや細菌などのあらゆる生物。

感染性有害廃棄物 感染性医療廃棄物と、実験室からの液体などの固形廃棄物を含む有害廃棄物の混合物。

感染性医療廃棄物 医療関係機関等から排出される固形廃棄物のうち、人や動物に病気を引き起こす可能性があるため、あるいは適切に管理されなければ個人や地域社会の健康にリスクを及ぼす可能性があるため、特別に管理されるもので、以下のクラスを含む。

(1) 微生物学的廃棄物 種、種類、病原性、又は濃度により、人に病気を引き起こすことが知られている病因物質の培養物及びストックを含む。

(2) 病理学的廃棄物 手術、分娩、又は剖検の際に生じる組織や臓器、切断された手足やその他の身体の一部、胎児、胎盤、及びこれらに類似した組織を含む。また、死骸、体の一部、血液、寝具など、感染性物質で汚染された廃棄物も含まれます。自然死又は車両の衝突により死亡した動物の汚染されていない死骸は、病理学的廃棄物とはみなされず、地域の規制が許す限り、JEGS第15章に従って固形廃棄物として処分される。

(3) 血液及び血液製剤(血清、血漿、その他の血液成分を含む)。液体又は半液体の血液又は血液製剤で汚染された物品、血液又は血液製剤で飽和又は滴下した物品、及び血液又は血液製剤で固まった物品で、取扱い中にこれらの物質を放出することができるもの。

(4) 潜在的に感染性のある物質 精液、膣分泌物、脳脊髄液、心嚢液、胸膜液、腹膜液、羊水、歯科治療における唾液などの液体、血液で目に見えて汚染された体液、体液の区別が困難又は不可能な状況における全ての体液を含む。

(5) シヤープス 皮下注射針、注射器、生検針、その他組織や液体の検体を採取するために使用される針、点滴に使用される針、メスの刃、パステールピペット、検体スライド、カバースリップ、ガラスシャーレ、感染性病原体で汚染された可能性のある割れたガラスなど。

(6) 隔離室からの感染性廃棄物 ただし、以下のような感染性物質や病原体で汚染された、又は汚染された可能性のあるものに限る。

体内の排泄物や血液で汚染された廃棄物など。

施設 国防省訓令4715.05に定義されている。

施設に係る固形廃棄物 学校、病院(非医療廃棄物)、刑務所及び政府施設における非製造業活動、その他同様の施設で発生する固形廃棄物。

国際約束 国防省訓令4715.05に定義されている。

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

土地利用単位 農業目的又は処理・処分のために廃棄物を土壌表面に適用したり、土壌表面に取り込んだりする区域で、糞尿散布作業を除く。

土地処分 土地処理、施設、地表貯水池、地下注入井、塩ドーム層、塩層、地下鉱山や洞窟を含むがこれらに限定されない、土地の中又は上に配置されること。

爆発下限 摂氏25度〔華氏77度〕、大気圧下で火炎を伝播する、空気中の爆発性ガスの混合物の体積に対する割合の最小値。

医療施設 人間や動物の診断、治療、予防接種、又は生物学的対象の製造や試験において廃棄物を発生させる医療、歯科、研究開発、獣医学的施設。

一般固形廃棄物 (MSW) 地域内で発生する施設、住宅、商業用の固形廃棄物で、庭のごみは含まれない。J E G S第2巻を参照。

一般固形廃棄物埋立地 (MSWLF) 単位 施設、商業、住宅又は産業用の固形廃棄物を受け入れる、施設内外の土地又は掘削物の個別の領域であり、土地利用単位、地表貯水池、注入井又は廃棄物の山ではない。固形廃棄物を薄く敷き詰め、固形廃棄物を実用的な最小体積に圧縮し、被覆材を毎日適用して圧縮することにより、環境上の危険性を最小限に抑える固形廃棄物の処理方法を採用する。

非感染性医療廃棄物 人や動物に病気を引き起こすことができないと判断されたために特別な管理を必要としない、又は非感染性にするための処理が施された、作成された固形廃棄物。この廃棄物は、地域の規制が許せば、J E G S第15章に従って固形廃棄物として処分されるべきである。

野焼き 商業的に製造された焼却炉や、固形廃棄物の燃焼用に特別に設計・製造されたその他の装置ではなく、屋外で固形廃棄物を燃焼すること。

屋外廃棄 環境を保護しない方法で固形廃棄物が廃棄され、野焼きの影響を受けやすく、風雨、媒介生物、スカベンジャーにさらされている土地処分場。J E G Sパラグラフ 15.6 の設計及び運用所要事項を満たしていないサイトを含む。

居住者による固形廃棄物 食品廃棄物、ゴミ、灰、粗大ごみなど（ただし、これらに限定されない）、住宅、ホテル、モーテル、およびその他の同様の恒久的・一時的な施設から廃棄される物質を含む通常の家活動で発生する一般固形廃棄物。

清掃 固形廃棄物管理システムのどの地点においても、管理されていない、又は許可されていない材料の除去。

スラッジ タンクや盆地の中の廃水やその他の液体から堆積した、沈降した固形の蓄積された半液体の懸濁液。生活排水に含まれる固形物や溶解物、あるいはシルト、工業排水に含まれる溶解物や浮遊物、灌漑の戻り水に含まれる溶解物、その他の一般的な水質汚染物質など、水資源に含まれる重要な汚染物質は含まれない。

固形廃棄物 ごみ、汚泥、その他の廃棄物で、施設、産業、住宅、商業活動及び地域社会の活動から生じる固形、半固形、液体、含有気体を含む。生活排水に含まれる固形物や溶存物質、又は水資源に含まれるその他の重要な汚染物質

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

(シルト、工業排水に含まれる溶存物質や浮遊物質、灌漑の戻り水に含まれる溶存物質、その他の一般的な水質汚染物質など)は含まない。

溶剤汚染拭き取り 木材パルプ、布、綿、ポリエステル混紡又はその他の素材で作られた織布若しくは不織布の使い捨て布巾、雑巾、パッド若しくはモップで、使用后又は漏出を清掃した後に、以下のいずれかの状態になるもの。

(1) J E G S表 16.5 に記載されているF 0 0 1からF 0 0 5までの溶剤、又はJ E G S表 16.3 に記載されている対応するP又はUリストの溶剤の1つ以上を含む。

(2) J E G S表 16.3 又は 16.5 に記載されている溶剤に起因する場合、J E G Sパラグラフ 16A.1 に記載されている危険な特性を示す；又は、

(3) J E G S表 16.3 又は 16.5 に記載されていない1つ又は複数の溶剤が存在するため、J E G Sパラグラフ 16A.1.1 に記載されている発火性の危険な廃棄物特性のみを示す。

特別管理一般廃棄物 (S C M W) 日本で使用されている分類用語であり、爆発性、毒性、感染性、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する、非事業活動に伴って生じる一般固形廃棄物をいう。S C G Wは、日本の業者による廃棄物の輸送、処理又は処分に関する用語であり、国防省施設内における有害廃棄物の管理には関係しない。

特別管理産業廃棄物 (S C I W) 日本で使用されている分類用語であり、爆発性、毒性、感染性、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する、事業活動に伴って生じる有害廃棄物をいう。S C I Wは、日本の請負業者による廃棄物の輸送、処理又は処分に関する用語であり、国防省施設内における有害廃棄物の管理には関係しない。

特定有害産業廃棄物 (S H I W) 特別管理産業廃棄物 (S C I W) の下位分類であり、P C B廃棄物、P C B汚染物質、P C B処理物、鉍さい、廃石綿等、ばいじん及び燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ並びに廃水銀等（水銀又は水銀化合物からなる廃棄物）が含まれる。

基準 米国内における国防省の施設、建造物及び行動に適用される米国の法律及び連邦規則の実質的な要素、又は域外適用があるもの。

保管 廃棄物の発生後、最終的な回収又は処分のために収集されるまでの間、暫定的に封じ込めること。

保管場所 J E G S第17章の医療廃棄物管理との関連では、感染性医療廃棄物が処理又は処分の前に保管される暫定的な場所（例えば、汚物処理室）又は最終的な場所。これには、使用現場回収場所は含まれない。

処理：

(1) J E G S第16章の有害廃棄物管理に関連して、有害廃棄物の物理的、化学的又は生物学的な特性又は組成を変化させるように設計された、初歩的な中和を除くあらゆる方法、技術又は過程であって、当該廃棄物を非危険性にする、又は危険性を低減する、輸送、保管又は廃棄するのに安全なものにする、又は回収に適したものにする、保管に適したものにする、又は量を減らすものをいう。

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

(2) J E G S 第 17 章の医療廃棄物管理の文脈では、感染性有害廃棄物又は感染性医療廃棄物の物理的、化学的又は生物学的な特性又は組成を変化させることにより、当該廃棄物を非感染性にし、輸送、保管又は処分をより安全にし、又は回収を可能にし、保管を可能にし、又は容量を減少させるように設計されたあらゆる方法、技術又は過程をいう。感染性医療廃棄物の処理方法は、感染性物質を除去し、曝露される可能性のある人に危険を及ぼさないようにしなければならない。

個別識別番号 有害廃棄物の排出者を識別するために排出者に割り当てられる番号で、排出時点から最終処分までの廃棄物の追跡を支援するために使用される。この番号は通常、国防省の活動アドレスコードであるが、J E G S 表 16.7 の特別管理産業廃棄物 (S C I W) に示されているように、別の一意の識別子である場合もある。

合衆国 国防省訓令 4715.05 において定義される。

廃油 原油から精製された石油、油、潤滑油などの廃棄物、又は合成油で、使用された結果、物理的または化学的な不純物で汚染されるなど、規格外となって本来の用途に使用できなくなったもの。廃油は、反応性、毒性、発火性、腐食性などの特性を示していても、有害廃棄物と混合されていなければ廃油とみなされる。有害廃棄物と混合された廃油は有害廃棄物となり、そのように管理される。

廃油燃料 エネルギー回収のために燃焼される廃油は、“廃油燃料”と呼ばれる。廃油燃料には、廃油を加工、混合又はその他の処理によって製造された燃料が含まれる。

媒介生物 病原体をある生物から別の生物に伝達する能力を持つ媒介者。

庭ごみ 草や灌木の刈り取り、木の枝、葉、及び住宅の庭の手入れで一般的に発生する同様の有機物（緑のごみとしても知られる）。

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

第五部：廃棄物

略称

℃ 摂氏温度

CAS ケミカルアブストラクツサービス

CFR 米国連邦規則集

cm センチメートル

DLA 国防兵站庁

DoDD 国防省指示

DoDI 国防省訓令

DoDM 国防省寄贈

DWTP 国内廃水処理施設

°F 華氏温度

FGS 最終管理規定

GOJ 日本国政府

HW No. 有害廃棄物番号

HWAP 有害廃棄物集積所

HWPS 有害廃棄物プロファイルシート

HWSA 有害廃棄物保管場所

JEGS 日本環境運営基準

kg キログラム

L リットル

LEC 環境司令官

mg ミリグラム

MSW 一般固形廃棄物

MSWLF 一般固形廃棄物埋立地

PCB ポリ塩化ビフェニル

RQ 報告可能量

SCGW 特別管理一般廃棄物

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

日本環境管理基準

2022 J E G S

S C I W 特別管理産業廃棄物

UDMH 1, 1ジメチルヒドラジン

U S E P A 米国環境保護庁

U S F J 在日米軍